

医政発0423第3号
令和3年4月23日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について

標記については、令和元年8月20日医政発0820第5号厚生労働省医政局長通知「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」の別添「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行っているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

新	旧
<p style="text-align: center;">外国人患者受入れ環境整備等推進事業 実施要綱</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p>1. 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 実施主体 (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>①、② (略)</p> <p>③外国人患者受入れ体制の整備に資する情報の発信 拠点的な医療機関に関する情報の周知、外国人向け多言語説明資料の作成・周知、<u>厚生労働省が提供する医療機関支援策の周知</u>、その他の外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報を発信する。</p> <p>④ (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">外国人患者受入れ環境整備等推進事業 実施要綱</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p>1. 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 実施主体 (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>①、② (略)</p> <p>③外国人患者受入れ体制の整備に資する情報の発信 拠点的な医療機関に関する情報の周知、外国人向け多言語説明資料の作成・周知、その他の外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報を発信する。</p> <p>④ (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p><u>4. 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業</u></p> <p><u>(1) 事業目的</u> <u>今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据え、更なる体制整備を効果的に行うため、関係者による議論の場（以下、「協議会」と</u></p>

いう。)における検討及び地域固有の実情や先進事例等を踏まえた都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制の試行的モデルの構築を目的とする。

(2) 実施主体

「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業公募要領」により選定された都道府県

(3) 事業内容

以下に示す取組み等を通じて、地域において外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を整備するための試行的モデルを構築するために事業を行う。この他に外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制のモデルとなる取組みを追加することは可能とする。ただし、取組みを追加して実施する場合は、必ず事前に厚生労働省と相談することとする。

① 地域における外国人対応能力の向上

事業実施者自ら、もしくは委託された事業者が、管内の市区町村や地域の医療・消防・多文化共生分野の関係団体、地域住民、医療機関等における外国人受入対応能力の向上を行う。

(具体的な例)

- ・ 協議会で策定した方針を市区町村や地域の医療・消防・多文化共生分野の関係団体、地域住民等に周知・共有する。
- ・ 地域における多言語化システムの先進事例について調査等を行い、医療通訳の派遣システムや電話医療通訳のシステムなどを含む地域の実情にあった多言語化のモデルシステムについて検討し、そのサービスの実証提供を行う。

4. 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業

(1) ~ (3) (略)

5. 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業

(1)、(2) (略)

(3) 事業内容

①、② (略)

③ 窓口では平日の日中（例えば午前9時から午後5時まで）の対応を行う。

④ 以下に関するデータを集計し、分析を行うこと。なお、データ等は適宜厚生労働省の求めに応じること。

ア. 相談窓口の業務実績（相談者の類型、相談窓口の利用状況や相談内容、利用時間帯等）

イ. 相談窓口を利用して外国人患者に対応した好事例（院内職員

なお、地域における多言語化システムの検討にあたっては協議会で議論を行うことが望ましい。

・ 医療機関に対して、地域における医療通訳国人受入れに先進的な取り組みを行っている医療機関等の院内見学や医療機関の外国人受入れ体制整備に関するセミナー、勉強会などを開催する。

事業者は必要に応じて、管内の市区町村や他地域の外国人受入れ担当部署等と連携し、情報交換等を行う。また、セミナー等に際し、外部から講師を招くことも妨げない。

② 本事業における取組内容や成果を報告書としてまとめ、事業年度終了時までに厚生労働省に提出すること。

5. 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業

(1) ~ (3) (略)

6. 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業

(1)、(2) (略)

(3) 事業内容

①、② (略)

(新規)

③ 以下に関するデータを集計し、分析を行うこと。なお、データ等は適宜厚生労働省の求めに応じること。

ア. 相談窓口の業務実績（相談者の類型、相談窓口の利用状況や相談内容、利用時間帯等）

イ. 相談窓口を利用して外国人患者に対応した好事例（院内職員

<p>の負担が軽減した、トラブルを未然に防ぐことができた等)</p> <p>⑤ <u>本事業による相談窓口を補完するため厚生労働省が実施する「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」と緊密に連携するよう努めること。</u></p>	<p>の負担が軽減した、トラブルを未然に防ぐことができた等)</p> <p>(新規)</p>
--	--